

令和2年

第4回 会津美里町教育委員会議事録

3月定例会

令和2年3月定例会

- I. 日 時 令和2年3月19日(木) 午後1時30分
- I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階 庁議室
- I. 出席委員 教 育 長 新 田 銀 一
委 員 小 関 れい子
委 員 須 田 健 志
委 員 武 藤 周 一
委 員 明 田 安 弘
- I. 出席説明者 教 育 文 化 課 長 松 本 由 佳 里
教 育 文 化 課 主 幹 兼 指 導 主 事 金 川 純
教 育 文 化 課 長 補 佐 渡 部 雄 二
教 育 文 化 課 長 補 佐 兼 図 書 館 長 福 田 富 美 代
- I. 傍 聴 人 な し

令和2年3月定例会次第

1. 開会

2. 議事録の承認

令和2年第2回会津美里町教育委員会2月定例会議事録の承認について

3. 教育長報告

4. 審議事項

報告第28号 会津美里町外国語指導助手任用規則

議案第29号 会津美里町郷土資料館（仮称）整備検討委員会設置要綱

議案第30号 会津美里町社会教育指導員の任用について

議案第31号 会津美里町地域活動推進員の委嘱について

議案第32号 会津美里町学校支援コーディネーターの委嘱について

議案第33号 会津美里町放課後子ども教室推進事業コーディネーターの委嘱について

議案第34号 会津美里町放課後子ども教室推進事業安全管理員の委嘱について

議案第35号 会津美里町放課後子ども教室推進事業活動指導員の委嘱について

議案第36号 会津美里町教育委員会障がい者活躍推進計画について

議案第37号 令和2年度会津美里町生涯学習の重点事項について

議案第38号 令和2年度会津美里町学校給食費について

議案第39号 令和2年度会津美里町立認定こども園給食費について

議案第40号 令和2年度会津美里町奨学生の決定について

議案第41号 会津美里町社会教育関係団体の認定について

5. 協議事項

(1) 令和元年度会津美里町教育委員会点検・評価報告について

(2) その他

6. 報告事項

(1) 共催・後援承認依頼について

(2) 児童・生徒に関すること

(3) 教職員に関すること

(4) 生涯学習に関すること

(5) 教育関係施設に関すること

(6) 事務局報告事項

①教育文化課

②認定こども園

(7) その他

7. その他

- (1) 今後の行事予定について
- (2) 次回委員会の開催予定日について

8. 閉会

○開会時刻 午後1時29分

1. 開会

教育文化課長 ただいまより令和2年第4回会津美里町教育委員会3月定例会を始めたいと思います。

なお、委員1名若干遅れるというご連絡を頂いております。

教育長

ただいまより令和2年第4回会津美里町教育委員会3月定例会を始めます。

委員の皆様、卒園式ご苦労さまでした。年度末、年度初めということで、この後、小学校の卒業式、それから入学式、入園式とお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会期は1日といたします。

出席委員は、委員1名が遅刻してこられるということで、あとは全員であります。

出席説明者は、松本教育文化課長、金川主幹兼指導主事、渡部教育文化課長補佐、福田教育文化課長補佐兼図書館長の4名です。なお、説明の段階になったら菊地社会教育指導員の出席をお願いすることになります。

議事録署名人は、出席委員全員でお願いします。

2. 議事録の承認

教育長

2番目、議事録の承認に入ります。令和2年第2回会津美里町教育委員会2月定例会の議事録、これを議題にしたいと思いますが、ご質問とかご意見等いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

では、ご質問がないということなので、2月定例会議事録は承認としたいと思います。

3. 教育長報告

教育長

それでは、続きまして3番目、教育長報告に入ります。

報告は、2月11日から3月10日までになります。何かご質問等あればお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長

では、ご質問がないようですので、教育長報告は終わらせていただきます。

4. 審議事項

教育長 それでは、4番目の審議事項に入ります。審議事項は、議案第28号から議案第41号まで14件あります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎議案第28号

教育長 それでは、報告第28号を議題にしたいと思ひます。
では、事務局で説明をお願ひいたします。

教育文化課長 (議案第28号「会津美里町外国語指導助手任用規則」説明)

教育長 ありがとうございます。
それでは、今事務局から説明がありましたJETによる英語指導助手ですか、この方の任用規則についてです。前の施行規則がなくなり、今度は新しく任用規則になり、内容的にはほぼ同じということです。ご質問とかご意見あればお願ひします。

委員 前の施行規則見ていなくてすみません。基本的に、この規程の仕方は変わらないということですね。

教育文化課長 中身としてはほとんど変わらないです。

委員 細かい点というよりは、実際のこの規程の仕方ですごく違和感があったのは、参加者というのが何か、これ一般名詞で、定義になるのかなとすごく思ったのです。参加者ってどういう意味なのか。参加者って、普通の感覚だと、参加者というのが規則上の定義で出てくるというのは、規則でも条例でもいいですけども、法令の定義上出てくる参加者というのは考えにくいところなのです。間違いとかではなく。参加者という意味が何かよく分からないのですが。参加者自体を、これを定義する。

教育文化課長 国から流れてきたものがこういうのだというのが一番なのですが、この外国青年招致事業への参加者という意味での参加者ということになるのです。

委員 ですよ。だから、これはこれだけでは間違いなく分からないと思うのです。国は国でいろんな規定の仕方をされていて、参加者をどういう定義しているか、見ていないから分かりません。多分準則あるだろうと思ひながらも、参加者って、これだけばんと参加者と言われたって何のことだかさっぱり分からないと思ひません。これで定義を参加者にするというのは。

教育文化課長 ずっとこれできていました。

委員 全然何か、参加者というのは一般名詞というか、普通名詞なので、あり得ないと思うのです、普通なら。

教育文化課長 その上の段の「語学指導等を行う外国青年招致事業により」なので、この事業の参加者ということなのですから。

委員 いや、それも参加者と言っているなら分かりますけれども、そうは言っていないでしょう。参加者というところがどこにもないのです。それがいきなり参加者になっているのです。ここに参加している参加者だったら参加者なのです。そういうことだったらまだ分かります。ただ、これ何にもなくて参加者というといっても、参加者って何の参加者だという。主体になるものがないではないですか。

教育長 ということは、この第1条のところでしっかりと、ただ単に「参加者」というのではなくて、何々に参加する者、括弧して参加者、そういうふうな形にすればいいのですか。

ここのところの文言、表現がJETプログラムのほうから来ているものとほぼ同様であれば、これで了解してもらえないかね。もう一回確認してください。

委員 それからもう一つ、では参加者のそれはしようがないとして、第2条も国際交流員がここでいきなり出てくるのです。(1)と(6)号、これ3号かな。3号と6号に国際交流員があるのです。これは、参加者のうち国際交流活動に従事する者と言っていますけれども、ここ以外に国際交流員って出てくるところもないのですよね。

教育文化課長 はい。

委員 ありますか。

教育文化課長 ないです。

委員 この定義があるにもかかわらず、国際交流員ここにわざわざ定義づけして、ほかに出てこないのかなという、ちょっとそれも気になったのです。必要なのかなという。国際交流員が。

教育文化課長 では、もう一回確認させていただいてもよろしいですか。保留にさせていただいても。

教育長 では、第28号については検討ということで、終わりにしてもよろしいですか？

(「はい」の声あり。)

◎議案第29号

教育長 では、次、議案第29号に入ります。
それでは、説明を事務局でお願いします。

教育文化課長 (議案第29号「会津美里町郷土資料館(仮称)整備検討委員会設置要綱」説明)

教育長 ありがとうございました。
今説明のあったとおりです。郷土資料館について、4月から設計に入ってきますので、併せて、その検討委員会と。検討委員会の意見とかを頂いて設計のほうにも盛り込んでいくという、行ったり来たりの形になります。その設置要綱です。読んでいただいて、どうでしょうか。

教育文化課長 一応設計には必要最低限の設計ではお願いはしているところなのですが、展示の内容についてもこの整備検討委員会で最初にどういうコンセプトでどういうふうに展示するかということも含めて、あと資料の整理等についてもこの検討委員会の中でいろいろと検討していきたいと思っております。資料がかなりたくさんありますので、それらについての持っていくものとかいろいろ、整理についてをこの中で話していきたいと思えます。

教育長 よろしいですか。では、これについてはよろしいですね。
それでは、ご質問もないようですので、議案第29号については原案のとおり決したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、ありがとうございました。議案第29号について、原案のとおり決しました。

◎議案第30号～議案第35号

教育長 それでは、続きまして、その次が15ページの議案第30号から議案第35号までは、それぞれの指導員等の委嘱等の承認になりますので、事務局で併せて説明してもらっていいですか。

教育文化課長 はい、分かりました。

教育長 ページに沿って。

教育文化課長 (議案第30号「会津美里町社会教育指導員の任用について」説明)

(議案第31号「会津美里町地域活動推進員の委嘱について」説明)

(議案第32号「会津美里町学校支援コーディネーターの委嘱について」説明)

(議案第33号「会津美里町放課後子ども教室推進事業コーディネーターの委嘱について」説明)

(議案第34号「会津美里町放課後子ども教室推進事業安全管理員の委嘱について」説明)

(議案第35号「会津美里町放課後子ども教室推進事業活動指導員の委嘱について」説明)

教育長 ありがとうございます。

それでは、15ページの社会教育指導員の任用から、26ページの子ども教室の推進事業活動指導員の委嘱ということで、現在ある分ですね、この後追加の分もあるそうなのですが、15ページから26ページまで一括してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、ご質問がないようですので、議案第30号、31号、32号、33号、34号、35号については原案のとおり決することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎議案第36号

教育長 それでは、議案第30号から議案第35号まで、原案のとおり決しました。続きまして議案第36号を議題にしたいと思いますが、事務局で説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第36号「会津美里町教育委員会障がい者活躍推進計画について」説明)

教育文化課長補佐 (追加説明)

教育長 ありがとうございます。
この4月1日からになるのですか。

教育文化課長補佐 はい。

教育長 美里町は、実際は3人ですか。

教育文化課長補佐 3人です。

委員 下回ったときにペナルティーはありますか。

教育文化課長補佐 ペナルティーというか、厚生労働省とかからも勧告というか注意が来て、それでも改善できない場合は公表するというふうにはなっています。ですから、会津美里町が雇用率を満たしていませんというような公表だけだったと思います。罰金とかまではいかないはずです。

委員 では、2つほど。

今の話続けていくと、雇用を今のところ2.5%を満たしているということなので、もう全体として、町部局と関係あるのでしょうか、採用計画はないのですか。

教育文化課長補佐 今のところはないです。

委員 将来的にも。

教育文化課長補佐 33年の4月に2.5%、今会津美里町としても2.5%なのですが、0.1%法定雇用率が上がるみたいですけれども、それでも実際満たしているので、当面は大丈夫なのですが、職員数が減っていったらその雇用率が維持されれば、例えば下回っていけばまた多分。

委員 そういうことではなくて、障害者の雇用を促進する考えがあるかということなの。裏返し。計画ありますかということです。

教育文化課長 それは、町のほうでの職員採用の計画なので、定員適正化計画が令和2年度中に新たにつくり直すので、その中で町のほうでどんなふうを考えるかは、ちょっと私のほうでは分からないところです。今のところそういう雇用をするかという話はまだ出てはいません。

委員 いや、今いろんな意味で国も問題あったではないですか。だから、具体的に障害者の枠を設けたのかどうかということ逆を聞きたい。例えばほかの自治体もやっているところというのはあると思うのです。障害者のって。それは町としてはないという。今の段階では。

教育長 ないのですね。今のところ。

教育文化課長 内容は分からないですよ。でも、その計画が令和2年度までなので。その先がちょっと分からない。

委員 そういう話も具体的に出ていないということですか、採用枠については。

教育長 はい。

委員 それともう一つ。
つまらないことですが、事務的な。議案は、会津美里町教育委員会障がい者活躍推進計画でしょう。

教育文化課長 はい。

委員 こっちは、単に障がい者活躍推進計画でしょう。

教育文化課長 はい。

委員 これはどっちかに統一すべきではないのですか。

教育文化課長補佐 失礼しました。表のほうが誤っていました。美里町のあとに教育委員会と入れる必要があります。

委員 ここへ入っている。

教育文化課長 はい。

委員 分かりました。それならいいのですけれども。

教育文化課長 町は町でつくり、教育委員会は教育委員会でつくったので、教育委員会のはこう入れなくてはいけないので。申し訳ありませんでした。訂正をお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。
そのほかどうですか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、今言ったことを追加訂正していただいて、議案第36号については原案のとおり決することよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第36号については、原案のとおり決しました。ありがとうございました。

◎議案第37号

教育長 それでは、議案第37号を議題にしたいと思います。
事務局で説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第37号「令和2年度会津美里町生涯学習の重点事項について」説明)

教育文化課長補佐兼図書館長 (追加説明)

教育長 どうですか。

委員 重点事項と内容と具体的内容が分けられて、いいのでは。

教育長 ありがとうございます。
これ生涯学習センター分館の廃止と書いてあって、右側のほうに高田地域各地区と書いてあるのだけれども、分館となると高田地域、本郷とかあるのでは。

教育文化課長補佐兼図書館長 ないです。

教育長 新鶴にはないのですか。

教育文化課長補佐兼図書館長 はい。

教育長 そうか。赤沢は高田ですものね。

教育文化課長 はい。

教育文化課長補佐兼図書館長 高田生涯学習センターの赤沢分館と、あと宮川生涯学習センターの旭、藤川、尾岐、東尾岐分館です。

教育長 分かりました。
では、よろしいですか。
では、大体ご意見等頂きましたので、議案第37号については原案のとおり決するということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございました。それでは議案第37号については、原案のとおりとします。

◎議案第38号

教育長 それでは、次、議案第38号を議題にしたいと思います。
 それでは、説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第38号「令和2年度会津美里町学校給食費について」説明)

教育長 ありがとうございました。
 では、料金の値上げとかという前に小学校、中学校5円ずつの値上げというのは他町村の値上げを見ても妥当だろうということで了解を得たと思うのですが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございました。
 それでは、議案第38号については原案のとおり決することにしたいと思います。

◎議案第39号

教育長 それでは、議案第39号を議題にしたいと思いますので、説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第39号「令和2年度会津美里町立認定こども園給食費について」説明)

教育長 ありがとうございました。
 3,100円と、2号認定の子供が4,500円ということです。実際2号認定の子供は6,000円かかるところが4,500円と、1,500円分負担してあげているということですか。

教育文化課長 はい。

教育長 それでは、議案第39号についてはご意見なしということで、原案のとおり決することにしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございました。それでは、議案第39号については原案のとおり決します。

◎議案第40号 (非公開)

◎議案第41号

教育長 続きまして議案第41号を議題にしたいと思います。
事務局で説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第41号「会津美里町社会教育関係団体の認定について」説明)

教育文化課長補佐兼図書館長 (追加説明)

(一件ごとに協議し、認定13件、非認定1件、条件付認定が4件)

5. 協議事項

教育長 次、5番目、協議事項に入ります。
(1) 教育委員会点検評価報告について
資料により説明。内容について協議。

6. 報告事項

教育長 では、次に6番目の(1)、共催と後援関係について。

教育文化課長 (1)「共催・後援承認依頼について」資料により説明

教育文化課主幹兼指導主事 (2)「児童・生徒に関すること」(非公開)
(3)「教職員に関すること」(非公開)

教育文化課主幹兼会津美里町公民館長 (4)「生涯学習に関すること」資料により説明

教育文化課長 (5)「教育関係施設に関すること」説明

教育文化課長 (6)「事務局報告事項」資料により説明

7. その他

教育文化課長 次回臨時会の開催をお願いしたい。

(日程調整)

教育長 次回の臨時会は3月26日、木曜日、午前9時からお願いしたい。

教育長 なければ、7番目のその他を終了します。
それでは、閉会ということで。

教育文化課長 では、これをもちまして第4回教育委員会3月定例会を終了したいと思います。
どうもありがとうございました。

○閉会時刻 午後3時47分